

役員報酬基準の評価方法見直し（案）

【現行の点検方法】

○ 3つの視点について1～4点で評価。

特に高い	高い	普通	低い
4	3	2	1

○ 各委員の評価をとりまとめ、法人の報酬基準を決定。

【課題】

○ 評価が1点単位であるため、1点に満たない変化について評価に反映できない。

○ 評価とりまとめの段階で、1点単位となった各委員の評価をベースにとりまとめを行うこととなるため、各委員の1点に満たない変化についての評価を踏まえた議論が困難。



【点検方法の変更（案）】

○ 評価について、これまでの1点単位の4段階から0.5点単位の7段階に変更
(これまで反映が難しかった1点に満たない評価の変化に対応)

特に高い	高い	普通	低い			
4	3.5	3	2.5	2	1.5	1

⇒各評価の視点について0.5点単位で1～4点の7段階評価としてとりまとめ、報酬基準を決定。

評価点数の区分変更による評価点数及び報酬基準（案）

(現行)

点数	報酬基準			
	①	②	③	④
4点×3項目 (1点刻み)	100%	90%	80%	95%
12	1,050	945	840	997
11	1,050	945	840	997
10	1,050	945	840	997
9	1,000	900	800	950
8	950	855	760	902
7	900	810	720	855
6	850	765	680	807
5	800	720	640	760
4	750	675	600	712
3	700	630	560	665



(変更案) (単位：万円)

点数	報酬基準			
	①	②	③	④
4点×3項目 (0.5点刻み)	100%	90%	80%	95%
12	1,050	945	840	997
11.5	1,050	945	840	997
11	1,050	945	840	997
10.5	1,050	945	840	997
10	1,050	945	840	997
9.5	1,025	922	820	973
9	1,000	900	800	950
8.5	975	877	780	926
8	950	855	760	902
7.5	925	832	740	878
7	900	810	720	855
6.5	875	787	700	831
6	850	765	680	807
5.5	825	742	660	783
5	800	720	640	760
4.5	775	697	620	736
4	750	675	600	712
3.5	725	652	580	688
3	700	630	560	665

- ※ ①…法人トップ（常勤）に適用される報酬基準額
- ②…法人のトップが常勤の場合の専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者（①の90%水準）
- ③…法人のトップが常勤の場合の専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役（①の80%水準）
- ④…法人のトップが非常勤の場合の専務理事、常務理事（①の95%水準）